訪問介護事業所「みすぎ荘」料金表（ホームヘルパー）

令和3年4月適用開始

（１）介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス（要支援１・２の方）

ご利用者の方が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合には、ホームヘルパーによるサービスが提供されます。

要介護区分	内　　容		基本料金
要支援１・２	週１回程度の訪問型サービス	１月の利用が４回を超える場合は月単位	１，１７６円
		１月の利用が４回までの場合は回数単位	２６８円×回数
	週２回程度の訪問型サービス	１月の利用が８回を超える場合は月単位	２，３４９円
		１月の利用が５回から８回までの場合は回数単位	２７２円×回数
要支援２	週２回を超える程度の訪問型サービス	１月の利用が１２を超える場合は月単位	３，７２７円
		１月の利用が９回から１２回までの場合は回数単位	２８７円×回数
要支援１・２	２０分未満の訪問型サービス	１月の利用が２２回までの回数単位	１６７円×回数

※介護報酬合計利用料に下記の内容が加算されます。

①特定事業所加算２０％　　②特別地域訪問介護加算１５％

③介護職員処遇改善加算１０．０％　　④介護職員等特定処遇改善加算６．３％

（２）訪問介護（要介護１～５の方）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。

内　　容		１回当たり（利用者負担分）
身体介護	２０分未満	１６７円
	２０分以上３０分未満	２５０円
	３０分以上１時間未満	３９６円
	１時間以上	５７９円
	３０分増すごとに	８４円
	引き続き２０分以上の生活援助	６７円
	引き続き４５分以上の生活援助	１３４円
	引き続き７０分以上の生活援助	２０１円
生活援助	２０分以上４５分未満	１８３円
	４５分以上	２２５円

※介護報酬合計利用料に下記の内容が加算されます。

①特定事業所加算２０％　　②特別地域訪問介護加算１５％

③介護職員処遇改善加算１０．０％　　④介護職員等特定処遇改善加算６．３％

（３）介護予防訪問介護・訪問介護共通事項

【営 業 日】３６５日対応可

【営業時間】午前８時から午後６時（営業時間以外でも相談に応じます。）

※上記の介護報酬は、利用者負担１割の料金です。一定以上の所得のある方は、２割等の利用者負担となります。

訪問介護センター「みすぎ荘」